

認知症対応型共同生活介護事業 運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人リバーサイドが開設する認知症対応型共同生活介護事業が行う事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の介護従業者が少人数の認知症高齢者と家族的な雰囲気の中で共同生活を営みながら自立的な生活をする為の住居を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 認知症の高齢者の要介護者について共同生活を営む為の住居において入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

1. 名称 「グランスウィート マリー」
2. 所在地 徳島市川内町富久102-2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名
適切な認知症対応型共同生活介護を提供する為に必要なその知識及び経験を有する者でなければならない。
管理者は職員管理及び業務管理等運営全般を統轄すると共に自らも苦情処理に当るものとする。
2. 計画作成担当者 1名
介護支援専門員又は特別養護老人ホームの生活相談員や老人保健施設の支援専門員としての認知症の高齢者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有する者とする。
3. 介護従事者 10名
4. 利用定員
入居定員 18名

(指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第5条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として当該認知症対応型共同生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2. 指定認知症対応型共同生活介護事業者は法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から支払いを受ける利用料の額と指定認知症対応型共同生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。
3. 日常生活で通常必要な費用
 - 一 オムツ実費
 - 二 整容費実費
 - 三 その他・共用娯楽費
4. 家賃・食費・その他に担当する費用
 - 一 家賃 29,000円/月
 - 二 管理・共益費 20,000円/月
 - 三 食費 38,000円/月
 - 四 おやつ代 4,000円/月

(入居に当たっての留意事項)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護は要介護者であって認知症の状態にあるもののうち少人数による共同生活を営むことに支障が少ない者に提供するものとする。

2. 指定認知症対応型共同生活介護事業者に入居申込者の入居に際しては主治の医師の診断書による当該入居申込者が認知症の高齢者であることを確認しなければならない。
3. 指定認知症対応型共同生活介護事業者に入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供する事が困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介するなど適切な処置を速やかに講じなければならない。
4. 入居申込者の入居に際してはその者の心身の状態、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

(非常災害対策)

第7条 非常時が発生した場合を考慮して避難訓練を年2回行う事とする。

2. 消防署と密に連絡調整を図る。
3. 事故発生時には速やかに、家族、市町村役場に連絡をする。

《業務継続計画の策定等》

1. 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する認知症対応型共同生活介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下業務継続計画という)を策定し、(その他運営についての重要事項)当核業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第8条 職員は業務上知り得た入居者又はその家族の秘密、及びサービス機関等から提供された情報は関係者以外に漏らしてはいけない。

2. 職員であったものは、業務上知り得た入居者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれからの秘密を保持すべき旨を職員の雇用契約の内容とする。
3. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人リバーサイドと当該事務所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第9条 身体拘束に関する事項

2. 指定認知症対応型共同生活介護、原則として入居者に対し身体拘束を行わない。ただし、自傷・他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設の判断により身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、施設においてその様態及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を介護記録に記載することとする。
3. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人リバーサイドと当該事務所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第10条 虐待防止に関する事項

虐待防止に関する事項 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため次に掲げる措置を講じるものとする。

2. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
3. 虐待防止のための指針を整備する。
4. 職員に対し、虐待防止のための研修を年3回実施する。
5. 事業所は、サービス提供中に事業所職員、利用所の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

附 則

この規程は令和6年3月1日から実施する。

この規程は令和6年9月1日から実施する。